

令和 8 年度二十歳のつどいに関連する
ブース等制作業務委託
仕 様 書

高松市
広聴広報・シティプロモーション課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う令和８年度二十歳のつどいに関連するブース等制作業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

本市では、「二十歳のつどい」の機会を活用し、シビックプライドの更なる醸成につながる“体験型ブース”の企画・制作・設営を行うことで、式典参加者が本市の魅力を身近に感じ、自発的に誇りを深められる仕組みづくりを目指すもの。

2 業務期間

契約締結の日から令和９年１月３１日（日）まで

3 二十歳のつどい開催概要

- （１）開催日時 ： 令和９年１月１０日（日）
- （２）開催場所 ： 香川県立アリーナ（メインアリーナ交流エリア）
- （３）会場形式 ： 現地開催
- （４）想定参加人数 ： 約２，８００人（令和７年度実績：２，７１８人）
- （５）スケジュール ： １１時３０分開場、１２時３０分開会、１４時３０分閉会

4 業務の仕様

本業務の各業務の仕様及び共通事項を、次ページ以降に定める。

- Ⅰ ブースの設営、装飾デザイン作成業務
- Ⅱ バナーフラッグの作成業務
- Ⅲ 各業務共通事項

I ブースの設営、装飾デザイン作成業務

1 業務の概要

二十歳のつどいの式典に合わせて、本市のPRブースを企画し、設営、撤去等を行う。

ブース概要

場所	香川県立アリーナ 交流エリア内
面積	間口 6.0m × 奥行 5.0m (総面積 30.0 m ²)
小間形状	角小間 (2面開放) 開放面：正面 (間口) + 側面 1面 閉鎖面：背面

2 業務の実施内容

本業務のブースの全体内容は、次の(1)～(6)に掲げるものとする。

(1) ブースの企画提案

コンセプト及びストーリーを提案すること。あわせて、当該コンセプト／ストーリーが成果に結びつくことを検証可能とするため、以下のとおり成果指標 (KPI) を設定すること。KPI は少なくとも以下を含むこと。

- 来場数
- 滞在時間
- SNS フォロー数 (増加数)

(2) ブースの設営及び撤去

「1 業務の概要」の「ブース概要」を参考にブースの設営及び撤去を行う。

(3) ブース全体の装飾 (企画・デザイン)

ア 式典参加者に対し、本市の魅力が直感的に伝わるよう、訴求力のある装飾デザインとし、滞留・体験・撮影につながるブース演出とすること。

イ 本市のブースとしてオリジナリティ・一体感があること。

ウ ブースの位置を考慮し、遠くからでも式典参加者の注意を引き、興味を持って立ち寄りやすい集客効果が高いブースデザイン (全体イメージ、看板サイズ、明るさ等) であること。

エ ロゴマークの仕様については、「TKMT」ロゴマークガイドラインを遵守すること。

オ 「高松市」「TAKAMATSU」等をテキストで併記する場合は、全体のトーンを統一したうえで適切にデザインすること (※内容は本市と協議の上、決定する。)

カ 会場内でブースが沈み込まないよう、照明を効果的に設置し、サイン・展示・撮影スポットの視認性を確保すること。

(4) 展示・体験エリアの設置

ア 本市の魅力 (暮らし、イベント、伝統工芸品等) を、式典参加者が理解しやすい形で掲出すること。

イ 配布・展示・販売等の運用にも対応できる可搬式モジュール什器を制作し、設置

すること。什器の種類等については、以下を想定している。

(ア) 移動式カウンター（テーブル型）

天板を備え、展示・配布等に対応できるカウンター、キャスター付き。

(イ) 移動式多段展示台（平台/段什器）

商品を段差で立体的に見せる低～中背の展示台、キャスター付き。

(ウ) 縦型ディスプレイ（棚・ラック型）

省スペースでアイキャッチを作る縦型什器（棚、フック、掲示面等）、キャスター付き。

(エ) 屋台風訴求什器（ヘッダー付き）

上部にヘッダー看板等の訴求面を持ち、ブースの“顔”として機能する自立什器。

(オ) (ア)～(エ)について、本イベント限りではなく、継続的に複数回使用できる耐久性を有すること。ブースサイズに応じて、什器を単体/複数台で組替・再配置できること。（什器同士の並び替え、L字配置、壁付け配置等に対応）必要に応じて分割・運搬可能であること。

ウ ブース内に撮影・プリント提供までができるフォトスポットを設けること。

(ア) 撮影は式典参加者がセルフで操作し、撮影、プリントまでが完結すること。撮影機器の選定に当たっては、解像度の高い撮影やプリントではなく、若者の間で流行っているレトロ感やエモさを演出できる撮影機器を想定している。提案内容等は、本市と協議の上、最終決定する。

(イ) 当日機器の故障に対応できるように代替機器を用意すること。

(ウ) フォトスポットの背景、装飾、プロップス等については、二十歳のつどいに関連したものや本市らしさが伝わるものとする。

(エ) 式典参加者が撮影・発信しやすいよう、混雑を想定した配置（並び位置、動線、滞留スペース）を考慮すること。

(5) 規定遵守・変更対応

ア 会場（二十歳のつどい）運営側が定める装飾・施工・搬入出等の各種規定を参照し、遵守すること。

イ 規定の変更等により受託後に装飾内容の修正が必要となる場合は、事前に本市担当者へ修正点を共有・確認の上、適宜対応すること。

(6) 独自提案

その他、本業務遂行において有効で効果的な独自の提案を盛り込むこと。

バナーフラッグの作成業務

1 目的

バナーフラッグの制作し、式典周辺に掲出することで、本市全体から歓迎されていることを式典参加者に感じてもらうことを目的とする。また、フォトスポット用バナーを準備することで来訪者が記念撮影を行い写真として残せる場を提供するとともに、TKMTロゴマークを入れることにより認知度の向上を図る。

2 業務の概要

本提案では、以下の2種類のフラッグ制作・掲出する。

- (1) フォトスポットバナー（アリーナ入り口付近）
- (2) バナーフラッグ（掲出用：TAKAMATSU ORNE 北館 1F ピロティ）

3 個別仕様

(1) フォトスポットバナー（大型）

設置個所	アリーナ入り口付近を想定（詳細は別途協議）
バナー寸法	H2,400mm×W3,000mm
骨組み	アルミ製フレーム等による自立式構造
表示物	ポリエステルクロス等の布系バナー素材。屋内イベント会場での使用に適したものとし、必要に応じて防災性能を有するものとする。
使用場所	屋内
表示面	片面
安全対策	式典参加者との接触や軽微な外力に対して容易に転倒しない構造とし、必要に応じてベースウェイト等の転倒防止措置を講じること。
デザイン	「二十歳のつどい」のテーマ及び本市ロゴマーク TKMT を活用し、式典参加者が記念撮影をしたくなるような、若者向けで華やかなデザインとする。
装飾	背景バナーに加えて、立体的な装飾等を組み合わせ、写真撮影時に華やかさや奥行きを感じられるフォトスポットとすること。

(2) バナーフラッグ

設置個所	TAKAMATSU ORNE 北館 1F ピロティ
バナー寸法	H1,200mm×W850mm
素材	遮光1類インクジェットターポリン
加工	上部袋加工仕上げ（吊り下げ用）
表示	両面印刷
枚数	6枚
その他	作成は、建物管理者（TAKAMATSU ORNE）の指定業者に発注

(3) 共通事項

- (1)、(2)の業務については、「I ブースの設営、装飾デザイン作成業務」のコンセプトと統一させること。

Ⅲ 各業務共通事項

1 業務スケジュール

時期	内容
R 8. 9	業務委託公募提案の実施
R 8. 10	業務委託事業者の選定、締結
R 8. 11	コンテンツ内容協議（開催まで随時）
R 9. 1	業務実施及び報告書の提出

2 業務の完了

受注者は、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、データ形式で提出し、本市の検査をもって、本業務を完了する。

3 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定める。

4 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせること。
- (2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこと。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償すること。
- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守する。
- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることは不可。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指す。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告すること。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理すること。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても本市の承諾なく複製又は貸与してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに本市に引き渡すこと。